## 議第49号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例(平成12年三島市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第44号の2の表を次のように改める。

	区分			手数料の額
住宅を	住宅の品質確保の促	一戸建ての	の住宅	15,000円
新築す	進等に関する法律	一戸建て	1棟当たりの	5,000円に総戸数
る場合	(平成11年法律第81	の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
	号)第5条第1項に	外の住宅	下のもの	
	規定する登録住宅性		1棟当たりの	4,000円に総戸数
	能評価機関(次号に		戸数が5戸を	を乗じて得た額
	おいて「登録住宅性		超えるもの	
	能評価機関」とい			
	う。)が交付した長			
	期優良住宅の普及の			
	促進に関する法律第			
	6条第1項第1号に			
	掲げる基準に適合す			
	ることを証する書面			
	(以下この号におい			
	て「長期使用構造等			
	適合証」という。)			
	を添付する場合			
	住宅の品質確保の促	一戸建ての	の住宅	19,000円
	進等に関する法律第	一戸建て	1棟当たりの	12,000円に総戸数
	5条第1項に規定す	の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
	る住宅性能評価書	外の住宅	下のもの	
	(次号において「住		1棟当たりの	10,000円に総戸数
	宅性能評価書」とい		戸数が5戸を	を乗じて得た額
	う。)を添付する場		超えるもの	
	合			
	その他の場合	一戸建ての	の住宅	52,000円

		一戸建て	1棟当たりの	24,000円に総戸数
		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
		外の住宅	下のもの	
			1棟当たりの	19,000円に総戸数
			戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
住宅を	長期使用構造等適合	一戸建ての	の住宅	22,000円
増 築	証を添付する場合	一戸建て	1棟当たりの	7,000円に総戸数
し、又		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
は改築		外の住宅	下のもの	
する場			1棟当たりの	6,000円に総戸数
合			戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
	その他の場合	一戸建ての	の住宅	76,000円
		一戸建て	1棟当たりの	35,000円に総戸数
		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
		外の住宅	下のもの	
			1棟当たりの	28,000円に総戸数
			戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
			超 ん る も の	

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、 当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築 基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、 この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とす る。

## 第2条第44号の2の2の表を次のように改める。

	区分	手数料の額		
住宅を	登録住宅性能評価機	一戸建ての	の住宅	12,000円
新築す	関が交付した長期優	一戸建て	1棟当たりの	4,000円に総戸数
る場合	良住宅の普及の促進	の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
	に関する法律第8条	外の住宅	下のもの	
	第2項において準用		1棟当たりの	3,000円に総戸数

	する同法第6条第1		戸数が5戸を	を乗じて得た額
	項第1号に掲げる基		超えるもの	
	準に適合することを			
	証する書面(以下こ			
	の号において「長期			
	使用構造等適合証」			
	という。)を添付す			
	る場合			
	住宅性能評価書(当	一戸建ての	の住宅	14,000円
	該長期優良住宅建築	一戸建て	1棟当たりの	8,000円に総戸数
	等計画の変更をしよ	の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
	うとする住宅に係る	外の住宅	下のもの	
	ものに限る。)を添		1棟当たりの	6,000円に総戸数
	付する場合		戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
	その他の場合	一戸建ての	の住宅	31,000円
		一戸建て	1棟当たりの	13,000円に総戸数
		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
		外の住宅	下のもの	
			1棟当たりの	11,000円に総戸数
			戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
住宅を	長期使用構造等適合	一戸建ての	の住宅	17,000円
増 築	証を添付する場合	一戸建て	1棟当たりの	6,000円に総戸数
し、又		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額
は改築		外の住宅	下のもの	
する場			1棟当たりの	5,000円に総戸数
合			戸数が5戸を	を乗じて得た額
			超えるもの	
	その他の場合	一戸建ての	の住宅	44,000円
		一戸建て	1棟当たりの	20,000円に総戸数
		の住宅以	戸数が5戸以	を乗じて得た額

	外の住宅	下のもの	
		1棟当たりの	16,000円に総戸数
		戸数が5戸を	を乗じて得た額
		超えるもの	

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

第2条第44号の3の表中

1	T			
その他の場合	一戸建て	の住宅		1件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき37,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき75,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき106,000
			戸以上10戸以	円
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき150,000
			戸以上のもの	円
		共用部分	床面積の合計	1件につき120,000
			が300平方	円
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき198,000
			が300平方	円
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	1件につき265,000
			が300平方	円
•	-	•		· '

		メートル以下	
		のもの	
		床面積の合計	1件につき422,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	
その他の	建築物	床面積の合計	1件につき265,000
		が 300平方	円
		メートル以下	
		のもの	
		床面積の合計	1件につき422,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	

を 「

その他の場合	一戸建て	での住宅		1件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき37,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき75,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき106,000
			戸以上10戸以	円
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき150,000
			戸以上のもの	円
		共用部分	床面積の合計	1件につき120,000
			が 300平方	円
			メートル以下	
			のもの	

		床面積の合計	1件につき198,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	
	非住宅部分	床面積の合計	都市の低炭素化の促
		が 300平方	進に関する法律第54
		メートル以下	条第1項第1号に規
		のもの	定する経済産業大
			臣、国土交通大臣及
			び環境大臣が定める
			基準のうち市長が別
			に定めるもの(以下
			この号において「市
			長が定める基準」と
			いう。)による審査
			にあっては1件につ
			き265,000円、その
			他の場合にあっては
			1 件につき93,000円
		床面積の合計	市長が定める基準に
		が 300平方	よる審査にあっては
		メートルを超	1 件につき422,000
		えるもの	円、その他の場合に
			あっては1件につき
			156,000円
その他の	建築物	床面積の合計	市長が定める基準に
		が 300平方	よる審査にあっては
		メートル以下	1 件につき265,000
		のもの	円、その他の場合に
			あっては1件につき
			93,000円
		床面積の合計	市長が定める基準に

	が 300平方	よる審査にあっては
	メートルを超	1 件につき422,000
	えるもの	円、その他の場合に
		あっては1件につき
		156,000円

に改める。

第2条第44号の4の表中

Γ

その他の場合	一戸建て	の住宅		1件につき19,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき19,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき38,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき55,000円
			戸以上10戸以	
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき78,000円
			戸以上のもの	
		共用部分	床面積の合計	1件につき61,000円
			が 300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき101,000
			が 300平方	円
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	1件につき133,000
			が 300平方	円
			メートル以下	
			のもの	

		床面積の合計	1件につき214,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	
その他の	建築物	床面積の合計	1件につき133,000
		が 300平方	円
		メートル以下	
		のもの	
		床面積の合計	1件につき214,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	

を

Γ

	1			
その他の場合	一戸建て	ての住宅		1件につき19,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき19,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき38,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき55,000円
			戸以上10戸以	
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき78,000円
			戸以上のもの	
		共用部分	床面積の合計	1件につき61,000円
			が 300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき101,000
			が 300平方	円
	1		I	l l

		メートルを超	
		えるもの	
	非住宅部分	床面積の合計	都市の低炭素化の促
		が 300平方	進に関する法律第54
		メートル以下	条第1項第1号に規
		のもの	定する経済産業大
			臣、国土交通大臣及
			び環境大臣が定める
			基準のうち市長が別
			に定めるもの(以下
			この号において「市
			長が定める基準」と
			いう。)による審査
			にあっては1件につ
			き133,000円、その
			他の場合にあっては
			1 件につき47,000円
		床面積の合計	市長が定める基準に
		が 300平方	よる審査にあっては
		メートルを超	1 件につき214,000
		えるもの	円、その他の場合に
			あっては1件につき
			81,000円
その他の	建築物	床面積の合計	市長が定める基準に
		が 300平方	よる審査にあっては
		メートル以下	1 件につき133,000
		のもの	円、その他の場合に
			あっては1件につき
			47,000円
		床面積の合計	市長が定める基準に
		が300平方	よる審査にあっては
		メートルを超	よる審査にあっては 1件につき214,000
•		•	'

えるもの	円、その他の場合に
	あっては1件につき
	81,000円

に改める。

第2条第44号の4の次に次の3号を加える。

(4)の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

		手数料の額		
市長が定める機	一戸建て	の住宅(人の	1件につき5,000円	
関が交付した建	の用途に	供する部分を		
築物のエネルギ	に限る。	以下この号が	ら第44号の 7	
ー消費性能の向	までにお	いて同じ。)		
上に関する法律	一戸建	住戸部分	申請に係る戸	1件につき5,000円
第30条第1項第	ての住	(人の居住	数(以下この	
1号に掲げる経	宅以外	の用に供す	号から第44号	
済産業省令・国	の住宅	る部分(共	の7までにお	
土交通省令で定		用廊下、共	いて「申請戸	
める基準に適合		用階段その	数」とい	
することを証す		他の市長が	う。) が1戸	
る書面を添付す		共用部分と	のもの	
る場合		認めるもの	申請戸数が2	1件につき10,000円
		(以下この	戸以上5戸以	
		号から第	下のもの	
		44号の 7 ま	申請戸数が6	1件につき17,000円
		でにおいて	戸以上10戸以	
		「共用部	下のもの	
		分」とい	申請戸数が11	1件につき29,000円
		う。)を除	戸以上のもの	
		く。)をい		
		う。以下こ		

ı

[		の号から		
		第44号の 7		
		までにおい		
		て同じ。)		
		共用部分	床面積の合計	1件につき10,000円
			が300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき29,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	1件につき10,000円
		(住戸部分	が 300平方	
		及び共用部	メートル以下	
		分以外の部	のもの	
		分をいう。	床面積の合計	1件につき29,000円
		以下この号	が 300平方	
		から第44号	メートルを超	
		の7までに	えるもの	
		おいて同		
		じ。)		
	その他の	)建築物	床面積の合計	1件につき10,000円
			が 300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき29,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
その他の場合	一戸建て		Г	1件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき37,000円

ての住		戸のもの	
宅以外		申請戸数が2	1件につき75,000円
の住宅		戸以上5戸以	
		下のもの	
		申請戸数が6	1件につき106,000
		戸以上10戸以	円
		下のもの	
		申請戸数が11	1件につき150,000
		戸以上のもの	円
	共用部分	床面積の合計	1件につき120,000
		が 300平方	円
		メートル以下	
		のもの	
		床面積の合計	1件につき198,000
		が 300平方	円
		メートルを超	
		えるもの	
	非住宅部分	床面積の合計	建築物エネルギー消
		が 300平方	費性能基準等を定め
		メートル以下	る省令(平成28年経
		のもの	済産業省・国土交通
			省令第1号。以下こ
			の号から第44号の 7
			までにおいて「省
			令」という。) 第8
			条第1号イ(1)及びロ
			条第1号イ(1)及びロ
			条第1号イ(1)及び口 (1)に規定する基準に
			条第 1 号イ(1)及びロ (1)に規定する基準に よる審査にあっては
			条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準による審査にあっては 265,000円、同号イ
			条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定す

		床面積の合計	省令第8条第1号イ
		が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
		メートルを超	る基準による審査に
		えるもの	あっては422,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			156,000円
	その他の建築物	床面積の合計	省令第8条第1号イ
		が300平方	(1)及び口(1)に規定す
		メートル以下	る基準による審査に
		のもの	あっては265,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			93,000円
		床面積の合計	省令第8条第1号イ
		が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
		メートルを超	る基準による審査に
		えるもの	あっては422,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			156,000円
<b>農 本                                   </b>	- ラルギー 沙弗州やのけ	コールを開ナッチを	事签20夕签0百万担合

- 備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- (4)の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

市長が定める機			区分		手数料の額
乗物のエネルギー での住宅 (主以外の住宅 (主以外の住宅 (主) (ま) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主	市長が定める機	一戸建て	での住宅		1件につき3,000円
中請戸数が2   1件につき6,000円	関が交付した建	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき3,000円
上に関する法律 第31条第 2 項に おいて準用する 同法第30条第 1 項第 1 号に掲げる経済産業省 令・国土交通省 令で定める基準 に適合すること を証する書面を 添付する場合  #用部分	築物のエネルギ	ての住		戸のもの	
第31条第2項に おいて準用する 同法第30条第1 項第1号に掲げる経済産業省 令・国土交通省 令で定める基準 に適合すること を証する書面を 添付する場合  非住宅部分  非住宅部分  非住宅部分  非住宅部分  非住宅部分  非住宅部分  非体につき17,000円 が300平方 メートル以下 のもの  非体につき17,000円 が300平方 メートル以下 のもの  非体につき6,000円 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの  未面積の合計 が300平方 メートル以下	一消費性能の向	宅以外		申請戸数が2	1件につき6,000円
おいて準用する 同法第30条第1 項第1号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	上に関する法律	の住宅		戸以上5戸以	
同法第30条第1 項第1号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを配する書面を添付する場合   共用部分   株面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートルと超えるもの   株面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下   のもの   株面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下   のもの   株面積の合計   1件につき17,000円   が300平方   メートル以下   のもの   株面積の合計   1件につき17,000円   が300平方   メートルと超えるもの   未面積の合計   1件につき17,000円   が300平方   メートルを超えるもの   その他の建築物   株面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下   スートル以下   スートル   ス	第31条第2項に			下のもの	
項第1号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合	おいて準用する			申請戸数が6	1件につき10,000円
る経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合	同法第30条第1			戸以上10戸以	
令・国土交通省 令で定める基準 に適合すること を証する書面を 添付する場合  非用部分	項第1号に掲げ			下のもの	
会で定める基準 に適合すること を証する書面を 添付する場合	る経済産業省			申請戸数が11	1件につき17,000円
に適合することを証する書面を添付する場合  ボイナンのもの  「株面積の合計が300平方 メートルを超えるもの  非住宅部分 「床面積の合計が300平方 メートル以下のもの  「床面積の合計が300平方 メートル以下のもの  「木面積の合計が300平方 メートルを超えるもの  その他の建築物 「床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの  たの世の建築物 「木面積の合計が300平方 メートルを超えるもの	令・国土交通省			戸以上のもの	
を証する書面を 添付する場合    大田積の合計	令で定める基準		共用部分	床面積の合計	1件につき6,000円
添付する場合 のもの 床面積の合計 1件につき17,000円 が300平方 メートルを超 えるもの 非住宅部分 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下 のもの 床面積の合計 1件につき17,000円 が300平方 メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートルと超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 が300平方 メートルと超 えるもの トルトルを超 えるもの トルトルを超 えるもの トルトルを超 えるもの トルトルを超 えるもの トルトルを超 えるもの トルトルとのもの トルトルを超 えるもの トルトルとのもの トルトルを超 えるもの トルトルとの トルトルとの トルトルトルとの トルトルとの トルトルトルとの トルトルトルとの トルトルトルトルとの トルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトル	に適合すること			が 300平方	
床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの1件につき17,000円非住宅部分床面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの1件につき6,000円床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの1件につき17,000円その他の建築物床面積の合計 、300平方 メートル以下	を証する書面を			メートル以下	
が300平方 メートルを超 えるもの 非住宅部分 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下 のもの 床面積の合計 1件につき17,000円 が300平方 メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下	添付する場合			のもの	
メートルを超 えるもの   非住宅部分   床面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下   のもの     床面積の合計   1件につき17,000円   が300平方   メートルを超   えるもの				床面積の合計	1件につき17,000円
えるもの   非住宅部分   床面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下   のもの   床面積の合計   1件につき17,000円   が300平方   メートルを超   えるもの   その他の建築物   床面積の合計   1件につき6,000円   が300平方   メートル以下				が 300平方	
非住宅部分 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下 のもの 床面積の合計 1件につき17,000円 が300平方 メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下				メートルを超	
が 300 平 方 メートル以下 のもの 床面積の合計 1件につき17,000円 が 300 平 方 メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が 300 平 方 メートル以下				えるもの	
メートル以下 のもの床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの1件につき17,000円その他の建築物床面積の合計 が300平方 メートル以下			非住宅部分	床面積の合計	1件につき6,000円
のもの       床面積の合計 1件につき17,000円       が300平方       メートルを超えるもの       その他の建築物       床面積の合計 1件につき6,000円       が300平方       メートル以下				が 300平方	
床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの1件につき17,000円その他の建築物床面積の合計 が300平方 メートル以下				メートル以下	
が 3 0 0 平 方 メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が 3 0 0 平 方 メートル以下				のもの	
メートルを超 えるもの その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下				床面積の合計	1件につき17,000円
えるものその他の建築物床面積の合計 1件につき6,000円が300平方メートル以下				が 300平方	
その他の建築物 床面積の合計 1件につき6,000円 が300平方 メートル以下				メートルを超	
が 3 0 0 平 方 メートル以下				えるもの	
メートル以下		その他の	 )建築物	床面積の合計	1件につき6,000円
				が 300平方	
$\sigma$ $\downarrow$ $\sigma$				メートル以下	
( <i>y</i> ) & ( <i>y</i> )				のもの	

I	ı		広五穂の入卦	1 件 17 ~ き 17 ~ 00 0
				1件につき17,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
その他の場合	一戸建て	の住宅		1件につき19,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき19,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき38,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき55,000円
			戸以上10戸以	
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき78,000円
			戸以上のもの	
		共用部分	床面積の合計	1件につき61,000円
			が300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき101,000
			が 300平方	円
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	省令第8条第1号イ
			が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
			メートル以下	る基準による審査に
			のもの	あっては133,000
				円、同号イ(2)及びロ
				(2)に規定する基準に
				よる審査にあっては
				47,000円
			床面積の合計	省令第8条第1号イ

が300平方 (1)及びロ(1)に規定す   メートルを超   えるもの	1	1		
えるもの			が300半方	(1) 及び口(1) に規定す
円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては81,000円 その他の建築物 床面積の合計 省令第8条第1号イが300平方(1)及びロ(1)に規定すメートル以下 る基準による審査にあっては133,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの おっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査による審査による審査にあっては			メートルを超	る基準による審査に
(2)に規定する基準による審査にあっては 81,000円 その他の建築物 床面積の合計 省令第8条第1号イ が300平方 メートル以下 る基準による審査に あっては133,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準による審査にあっては 47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イ が300平方 メートルを超 えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準による審査に あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準による審査に			えるもの	あっては214,000
よる審査にあっては 81,000円 その他の建築物 床面積の合計 省令第8条第1号イ が300平方 (1)及び口(1)に規定す メートル以下 る基準による審査に あっては133,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては 47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イ が300平方 (1)及び口(1)に規定す メートルを超 えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては				円、同号イ(2)及びロ
Randの日本の他の建築物   Randの合計 省令第8条第1号イが300平方 (1)及び口(1)に規定する基準による審査にあっては133,000円、同号イ(2)及び口(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円   Randの合計 省令第8条第1号イが300平方 (1)及び口(1)に規定する上ではよる審査によるもの   And などによる審査によるもの   And などによる審査によるもの   And などによる審査によるをでした。				(2)に規定する基準に
未面積の合計   省令第 8 条第 1 号イ				よる審査にあっては
が300平方 メートル以下 のもの あっては133,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては 47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イ が300平方 メートルを超 えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査に あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては				81,000円
メートル以下 のもの あっては133,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イが300平方(1)及びロ(1)に規定すメートルを超える審査による審査による審査に表るもの あっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては		その他の建築物	床面積の合計	省令第8条第1号イ
のもの あっては133,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イが300平方 (1)及びロ(1)に規定すメートルを超えるもの あっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査による審査による審査によるもの というに対しては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては			が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円 床面積の合計 省令第8条第1号イが300平方 (1)及びロ(1)に規定すメートルを超る基準による審査にあっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては			メートル以下	る基準による審査に
(2)に規定する基準に よる審査にあっては 47,000円 床面積の合計 省令第 8 条第 1 号イ が 3 0 0 平 方 (1)及び口(1)に規定す メートルを超 る基準による審査に えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては			のもの	あっては133,000
よる審査にあっては 47,000円 床面積の合計 省令第 8 条第 1 号イ が 3 0 0 平 方 (1)及び口(1)に規定す メートルを超 る基準による審査に えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては				円、同号イ(2)及びロ
47,000円   床面積の合計 省令第8条第1号イ   が300平方 (1)及び口(1)に規定す   メートルを超 る基準による審査に   えるもの				(2)に規定する基準に
床面積の合計 省令第 8 条第 1 号イ が 3 0 0 平 方 (1)及び口(1)に規定す メートルを超 る基準による審査に えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては				よる審査にあっては
が 3 0 0 平 方 (1)及び口(1)に規定す メートルを超 る基準による審査に えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては				47,000円
メートルを超 えるものる基準による審査に あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては			床面積の合計	省令第8条第1号イ
えるもの あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては			が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては			メートルを超	る基準による審査に
(2)に規定する基準による審査にあっては			えるもの	あっては214,000
よる審査にあっては				円、同号イ(2)及びロ
				(2)に規定する基準に
81,000円				よる審査にあっては
				81,000円

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

(4)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分	手数料の額
----	-------

市長が定める機	一戸建て	の住宅		1件につき5,000円
関が交付した建		住戸部分	申請戸数が1	1件につき5,000円
築物のエネルギ		TT / FIF /	戸のもの	
一消費性能の向			, ,	1件につき10,000円
上に関する法律			戸以上5戸以	1111(= 2 (2 10, 000))
第2条第3号に	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		下のもの	
規定する建築物				1件につき17,000円
エネルギー消費			戸以上10戸以	•
性能基準に適合			下のもの	
することを証す				1件につき29,000円
る書面を添付す			戸以上のもの	
る場合		<u></u> 共用部分		1件につき10,000円
<i>37</i> , 1		> 1 / 14 PH 24	が 300 平 方	2 21, 111,
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき29,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	1件につき10,000円
			が300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき29,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
	その他の	建築物	床面積の合計	1件につき10,000円
			が 300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき29,000円

$1 \rightarrow 1 \rightarrow$	
が 300 平	
メートルを	を超し
えるもの	
その他の場合 一戸建ての住宅	省令第1条第1項第
	2 号イ(1)及び口(1)に
	規定する基準による
	審査にあっては
	37,000円、同号イ(2)
	及び口(2)に規定する
	基準による審査にあ
	っては18,000円
一戸建 住戸部分 申請戸数点	が1 省令第1条第1項第
ての住 戸のもの	2 号イ(1)及び口(1)に
宅以外	規定する基準による
の住宅	審査にあっては
	37,000円、同号イ(2)
	及び口(2)に規定する
	基準による審査にあ
	っては18,000円
申請戸数点	が2 省令第1条第1項第
戸以上5戸	F以 2 号イ(1)及び口(1)に
下のもの	規定する基準による
	審査にあっては
	75,000円、同号イ(2)
	及び口(2)に規定する
	基準による審査にあ
	っては35,000円
申請戸数点	が6 省令第1条第1項第
戸以上10月	三以 2 号イ(1)及び口(1)に
下のもの	規定する基準による
	審査にあっては
	106,000円、同号イ

		(2)及び口(2)に規定す
		る基準による審査に
		あっては51,000円
	申請戸数が11	省令第1条第1項第
	戸以上のもの	2 号イ(1)及び口(1)に
		規定する基準による
		審査にあっては
		150,000円、同号イ
		(2)及び口(2)に規定す
		る基準による審査に
		あっては75,000円
共用部分	床面積の合計	1件につき120,000
	が 300平方	円
	メートル以下	
	のもの	
	床面積の合計	1件につき198,000
	が 300平方	円
	メートルを超	
	えるもの	
非住宅部分	床面積の合計	省令第1条第1項第
	が 300平方	1号イに規定する基
	メートル以下	準による審査にあっ
	のもの	ては265,000円、同
		号口に規定する基準
		による審査にあって
		は93,000円
	床面積の合計	省令第1条第1項第
	が 300平方	1号イに規定する基
	メートルを超	準による審査にあっ
	えるもの	ては422,000円、同
		号口に規定する基準
		による審査にあって

			は156,000円
その他の	建築物	床面積の合計	省令第1条第1項第
		が 300平方	1号イに規定する基
		メートル以下	準による審査にあっ
		のもの	ては265,000円、同
			号口に規定する基準
			による審査にあって
			は93,000円
		床面積の合計	省令第1条第1項第
		が 300平方	1号イに規定する基
		メートルを超	準による審査にあっ
		えるもの	ては422,000円、同
			号口に規定する基準
			による審査にあって
			は156,000円

第2条第54号から第64号までを次のように改める。

(54)から(64)まで 削除

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の2から第44号の4までの規定は、この条例の施行の日 以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料について は、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊 岡 武 士